

別表(第9条関係)

放課後児童クラブ利用料金表(令和8年度 口座振替日)

料金区分

区分A	区分Bに当てはまらない世帯
区分B	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条に基づく児童扶養手当の受給者が属する世帯及びこれに準ずると市長が認めた世帯

利用形態

(1)	通年利用する児童
(2)	小学校の長期休業期間のみ利用する児童

利用料金表

利用形態	(1)通年			利用形態	(2)長期のみ	
区分 月	A	B	振替日	区分 月	A・B (期間額)	振替日
4月	5,000	3,000	6月1日(月)	4月	3,000	6月1日(月)
5月	4,500	2,500	6月30日(火)	5月		
6月	4,500	2,500	7月31日(金)	6月		
7月	5,000	3,000	8月31日(月)	7月	3,000	9月30日(水)
8月	8,500	5,000	9月30日(水)	8月	5,000	
9月	4,500	2,500	11月2日(月)	9月		
10月	4,500	2,500	11月30日(月)	10月		
11月	4,500	2,500	12月25日(金)	11月		
12月	4,500	2,500	2月1日(月)	12月	3,000	3月1日(月)
1月	5,000	3,000	3月1日(月)	1月		
2月	4,500	2,500	3月31日(水)	2月		
3月	5,000	3,000	4月30日(金)	3月	3,000	4月30日(金)

1 (1)の児童で学年始休業日(4月)、夏季休業日(7・8月)、冬季休業日(12・1月)及び学年末休業日(3月)が属する月の学校登校日のみを利用した場合は、利用した日数に日額250円を乗じた額とする。

2 開設時間(午後5時30分)を超えて利用した場合は、1日につき上記利用料金に100円を加算する。

3 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活保護世帯は、利用料を免除することができる。

4 料金区分Aの児童で利用日の属する年度の市民税が非課税の世帯は、料金区分Bの利用料金に減額することができる。

5 学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日の利用を半日にした場合は、該当する期間の利用料金を減額(通年:別途定めた額、長期のみ:2分の1の額)する。

6 おやつ代は、利用料金に含む。

※ 事前に「利用中止届」「利用一時中止届」の提出がない場合には、利用実績がなくても利用料が発生する。

利用一時中止・利用形態変更の届け出について

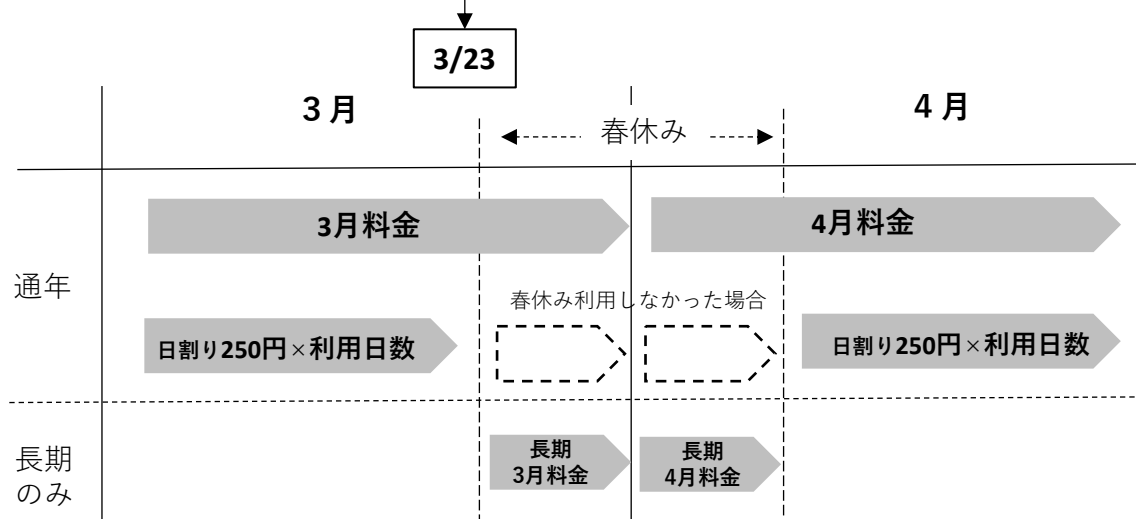
利用の一時中止（退会）や、通年⇔長期のみの変更等は
利用月の **前月23日** までに届け出を行ってください

（休日の場合はその前の開設日）

未届または期限後に届け出を行った場合、利用がなくても **料金が発生** します。

■ 利用料金について

4月の利用を一時中止する（春休み4月使わない）場合は、
前月の3/23までに届け出を行ってください



時間外利用（17：30以降）があった場合、1日につき100円を加算
※時間外利用を希望される場合は、申請書を提出してください

（利用日が属する年度の市民税について）非課税世帯等になった場合は、申請をすることで利用料が減額されます。
※申請はこども未来課まで

■ 届け出について

提出先：ご利用の各クラブまたは社会福祉協議会窓口

「利用（一時）中止届」「登録変更届」は、各クラブや社会福祉協議会窓口で配布、
社会福祉協議会のHPからもダウンロードできます。

※ご利用者様で期日を忘れずにお手続きをお願いします。（各クラブでは責任を負いません）

問
合
せ

【料金について】

こども未来課

☎0537-85-1120

【申請等について】

社会福祉協議会

☎0548-63-5294

<窓口>

ふれあい福祉センターなごみ

白羽5402-10 月～金 8：15～17：00

浜岡福祉会館

池新田1359-1 火～土 8：15～17：00